

# だて割事業について

## 宿泊施設用マニュアル

### 1 はじめに

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い落ち込んだ旅行需要の早期回復を目的に、どうみん割やG o T o キャンペーンなど、さまざまな観光関係に関する施策が行われている中で、伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会（以下、「実行委員会」という）においても宿泊施設に対する支援事業を行うことといたしました。

#### 【本事業への参加条件】

- ・本マニュアルに示す内容により、助成金事業の事務を行うこと。
- ・「新北海道スタイル」安心宣言の取り組みを実践すること。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みを行うこと。
- ・実績に応じて助成金を支払うことに同意できること。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う外出自粛等の要請があった場合や集団感染が発生した場合などに本事業を一時停止することに同意できること。
- ・上記事業一時停止により発生するキャンセル料について、実行委員会及び商品の購入者（利用者）に求めないこと。
- ・スケジュールに沿った取り組みができること。
- ・その他本マニュアルや実行委員会が示す内容に同意できること。

なお、本書に記載のない事項につきましては、その都度、実行委員会までお問い合わせください。

## 2 本助成事業の内容について

### (1) 助成金を受けることができる対象者及び助成金額

対象者：制限なし（日本在住の方）

割引率：50%

割引上限額：1泊 3,000 円（3連泊まで）

対象期間：令和4年7月3日（日）～12月29日（木）チェックイン分まで ※1

対象日：対象期間内の日～木曜日のチェックイン分 ※2

### (2) 助成金の対象となる宿泊施設

本事業に登録申請した伊達市内の宿泊施設（旅館業法に基づく「旅館・ホテル営業」若しくは「簡易宿所営業」に供される施設又は住宅宿泊事業法に基づく「住宅宿泊事業」の届出住宅をいう。以下同じ。）

### (3) 予約方法

各宿泊施設が定める方法により、「だて割利用」と伝えてもらうことで、助成を適用させるものとします。

### (4) G o T o キャンペーン等その他割引との併用について

併用可とします。※3

### (5) 事業の周知方法（予定）

・新聞広告、伊達商工会議所HP、伊達市役所HP、広報だて

・各宿泊施設が管理するHP等

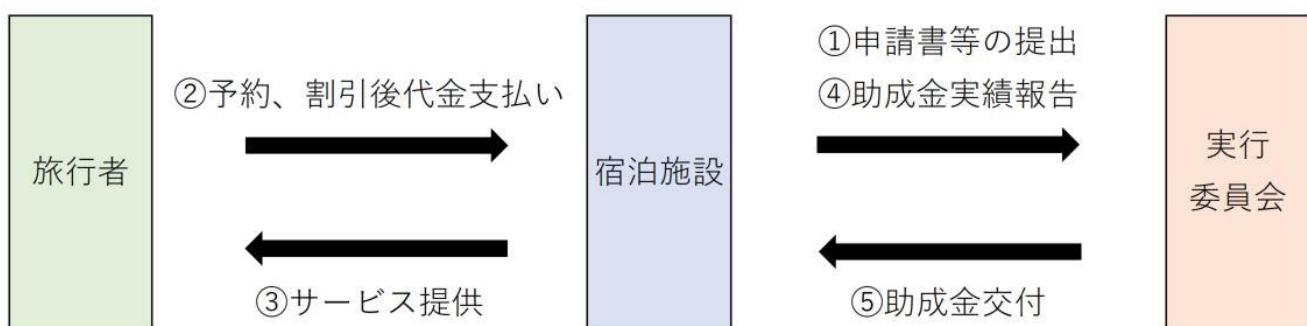
・新聞社への情報提供

※1 終了時期に関わらず予算上限に達し次第終了となります

※2 祝前日は対象外とし、チェックイン日が祝日で翌日が平日の場合は対象とします

※3 G o T o キャンペーン等その他割引を適用後にだて割の適用をお願いします。ただし、その他割引の要綱等で、先にだて割を適用しなければならない場合はその定めに従い、だて割の適用をお願いします

## 3 事業のスキーム



## 4 事務の流れ

### (1) 関係書類の提出

#### 【申請に必要な資料】

- ・交付申請書（様式第1－1号）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・「新北海道スタイル」安心宣言の写し
- ・営業許可証（または届出通知）の写し

【提出期限】令和4年7月8日（金）まで

【提出先】〒052-0015 伊達市旭町24番地

伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会（伊達商工会議所内）

### (2) 交付額について

（1）の書類提出後、実行委員会により審査を行い、助成金交付決定通知書にてお知らせいたします。なお、予算額を有効活用するために、事業中途において、今後の執行見込を確認し、執行残額を他の事業者に振り分けることがあります。

### (3) 予約の受付、チェックイン時の対応について

- ・各宿泊施設が定める方法により、予約の受付を行ってください。
- ・チェックイン時に本助成を受ける宿泊者全員の証明書（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）により日本在住であることを確認してください。併せて新型コロナワクチン予防接種済証またはPCR検査等の結果通知書にて陰性の確認を行い、「だて割 お客様同意書（様式4）」にサインを記入いただき、施設記入欄にチェックを入れてください。それを（3）月次報告、請求の際に提出していただきます。

※予防接種済証は、北海道民については2回目接種から14日以上経過していること、北海道民以外は3回目以上接種済である場合に限ります

※検査結果通知書の有効期限は、PCR検査・抗原定量検査等は検体採取日より3日以内、抗原定性検査は検体採取日より1日以内（採取日の翌日が1日目）とします

### (4) 月次報告、請求

- ・毎月末までの1ヶ月分を翌月の10日までに報告及び請求を行って下さい。

#### 【報告に必要な資料】

- ・だて割事業請求書（様式第3－1号）
- ・だて割事業請求書内訳シート（様式第3－2号）
- ・だて割 お客様同意書（様式第4号）

※上記の内容が確認でき次第、約1週間程度で助成金の振込を行うこととします。

## 5 本助成金の利用に係る留意事項について

### (1) 「新北海道スタイル」安心宣言について

各施設のフロントや受付などの利用者に目立つ位置に掲示してください。

### (2) 不正利用の防止について

宿泊プランを予約して実際には利用しないノーショウについては対象外となります。また、宿泊の虚偽報告等の事実が発覚した場合には本助成金の全ての返還を求める場合があります。

## 6 その他

その他詳細、必要事項については都度宿泊施設と実行委員会で協議を行い、決定することとします。

### 【事務局】

伊達市新型コロナウイルス感染症

緊急経済対策実行委員会事務局

(伊達商工会議所内)

電話 0142-23-2222

住所 伊達市旭町 24 番地